

平成 22 年 12 月 20 日

内閣官房 情報通信技術担当室
総務省 行政管理局行政情報システム企画課 御中

社団法人情報サービス産業協会
企画委員会政策検討部会政府調達 WG
座 長 永田 隆治

「電子行政推進の基本方針」及び「政府情報システムの改革方策に関する提言」における政府調達制度の在り方に関する JISA 意見

情報システムが質の高い行政サービスの実現に寄与するためには、トータルコストの削減、完成責任や信頼性責任、手続の透明性確保、継続性（拡張性）技術革新に対するインセンティブ、情報サービス事業者の育成等に配慮した政府調達制度でなければならない。

政府の「新たな情報通信技術戦略」では、国民本位の電子行政の実現が 3 本柱の一つに位置づけられており、その実現のためには、ベースとなる情報システムに係る政府調達の改革が必要である。

このような観点から、内閣官房の「電子行政推進の基本方針」及び総務省の「政府情報システムの改革方策に関する提言」における政府調達制度の在り方を適切な内容のものとするとともに、平成 23 年度以降に予定されている「電子行政を推進するための各種ガイドライン等の整備」において、「情報システムに係る政府調達の基本指針及び情報システムに係る政府調達の基本指針 実務手引書（以下、「調達指針」という。）」などの見直しが適切に行われる必要があることから、以下の意見を提出する。

なお、調達指針は、その根拠として法制度や各種の規程類（財政法、会計法、WTO 政府調達規定とそれに関連するアクション・プログラム等）が存在し、情報システム関係の調達に特化したものだけでなく、政府の調達全般を規定しているものが多い。そのため、改定（運用の見直しを含む。）で対応できる事項と根拠となる法制度の改定が必要な事項に分ける必要がある。

JISA としても、国民本位の電子行政が実現されるよう今後の改定作業に協力を惜しまない所存である。

1. 情報システムに係る政府調達制度に関する基本的な考え方

情報システムは一般の物品とは異なり、構築方法に関する自由度が高く、成果物が目に見えないという特徴がある。そのため、調達仕様確定からシステム完成まで、発注者がその調達責任を果たすとともに適切な能力を発揮することにより、受注者と継続的かつ密接に連携する必要がある。

分離調達を行う大規模案件のように、調達形態の複雑性及びその後のプロジェクト遂行上の難易度が当該プロジェクトのコスト超過や開発遅延を招き、結果として国民サ

ービスの低下を招かぬよう、現在の調達制度を見直すべきである。
採用する調達形態に基づくプロジェクト遂行の難易度低減、受発注者相互の責任範囲の明確化とリスク軽減、事業者に対する参入機会の拡大等に配慮し、各プロジェクト特性に応じたオプション選択が可能な調達指針となるよう改定すべきである。

2. 調達制度の在り方に関する JISA 意見

(1) 最適な調達形態採用の前提となる発注者能力の向上

発注者として最適な調達形態によるプロジェクト遂行を実施可能とするために、発注者能力の向上を図る。

発注者が各事業者と直接契約を締結する分離調達においては、システム全体の稼働責任は発注者しか負えない(権限と責任はセットである。)

政府における IT 基盤の整備は、我が国の国際競争力にも影響を与える重要課題であることから、IT 調達を一元的に実施する部署の設置、人事制度の見直しが必要である。

加えて、IT 調達専門官の育成、外部経験者の実質的権限と責任を伴う職務への登用など抜本的な発注者能力の向上にも取り組むべきである。

(2) 大規模かつミッションクリティカルな情報システムに代表される難易度の高い情報システム調達において、一括契約を含む最適な調達形態の採用

国民へ社会基盤サービスを提供する大規模かつミッションクリティカルな情報システムの調達において、選択された調達方式と発注者、事業者の経験・スキルのミスマッチに起因する問題が発生している。

この状況を改善するため、分離調達一辺倒の現行の制度運用を改め、発注者の能力やシステムの特성에応じて一括契約を含む最適な調達形態を選択可能とする。なお、一括契約の採用に当たっては透明性・公平性を確保する運用を定める必要がある。

国民サービス及びコストの観点に加え、プロジェクト遂行上の難易度についても考慮の上で調達形態が選択できるような方策を検討すべきである。

プロジェクト特性に配慮しつつ、技術や専門分野に特化した中小企業の参入機会拡大、事業者の見える化の推進のため、共同提案や JV 方式等、適材適所での事業者の採用拡大に向けた方策も検討すべきである。

(3) 基本指針、実務手引書の改定

上記 2 項目を含む「政府調達制度の在り方」が確認された後、「プロジェクトリスクを考慮した一括調達、分離調達の判断」「発注者責任及び事業者の役割分担の明確化」を基本方針に据え、事業者、団体等関係者の意見も踏まえた上で、入札制限、事業者選定・評価、契約条項等に係る調達指針改定作業を行う必要がある。JISA としても改定作業に協力したい。

以上